

# 加盟団体ホイッスルブローイング運用細則

## (目的)

第1条 本細則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置された加盟団体ホイッスルブローイングの運用等について定める。

## (対象者)

第2条 加盟団体ホイッスルブローイングへ通報できる者（以下、「通報者」という。）は、加盟団体の役員、職員及びその他の関係者（以下、「加盟団体の役職員等」という。）とする

## (通報の対象行為)

第3条 通報の対象行為は、加盟団体又はその役職員による本協会倫理規範第3条又は当該加盟団体の就業規則等への違反行為とする。

## (通報者の責務)

第4条 通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

## (通報窓口の担当者等の責務)

第5条 専務理事は、本協会事務局員のうちから通報に関する調査等を実施する担当者（以下、「通報窓口の担当者」という。）を指名する。

2 通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

## (通報の受付)

第6条 通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

## (通報内容の記録・保管)

第7条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管しなければならない。

## (個人情報の保護及び不利益な取り扱いの禁止)

第8条 本協会は、内部通報者保護規則に基づき、当事者の個人情報を適切に保護しなければならず、通報者に不利益な取り扱いを行ってはならない。

## (通報窓口の外部委託)

第9条 本協会は、外部専門企業や法律事務所に第6条及び第7条に定める業務を委託することができる。

2 外部に通報窓口を設置する場合、本協会は通報者、当事者等の個人情報取扱、廃棄等各種の取り決めを契約時に行い、その管理を厳密に行う。

## (調査の方法)

第10条 通報窓口の担当者は、通報内容を速やかに専務理事に報告する。

2 専務理事は、通報内容を考慮し、通報内容に関する調査等の対応につき本協会が主体的に行うべきか、或いは、当該団体において行うべきかにつき決定する。

## (加盟団体による調査)

第11条 前条において当該加盟団体が通報内容を扱うことが相当と判断された場合、通報窓口の担当者は、通報の調査及び是正措置等を当該団体に依頼する。

2 当該加盟団体は、通報内容に関する調査を実施し、その結果を速やかに通報窓口の担当者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

## (通報に基づく調査)

第12条 調査を担当する者は、通報に基づき公正かつ公平に調査を行わなければならない。

- 2 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 3 加盟団体の役職員等は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(調査結果に基づく対応)

第13条 本協会又は当該加盟団体は、調査結果に基づき、必要と判断する場合は、懲戒手続き、刑事告発、再発防止措置等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。
- 3 調査結果及び対応概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、必要と判断した場合に、理事会に報告することができる。

(懲罰等)

第14条 本細則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)

第15条 本細則の改正は、会長が定める。

## 附 則

(施行期日)

第16条 本細則は、2021年4月1日から施行する。